

hot news

## 障害者福祉サービスが新制度に

### 来年4月施行に向け準備を進めています

来年四月から、障害のある方への福祉サービスが「措置制度」から「支援費制度」に移行します。現在、サービスの内容や事業者、入所施設は市が決定していますが、制度移行後は、利用者自らが選択できるようになります。対象は、デイサービス（通所介護）やホームヘルプサービス（居宅介護）などの居宅支援と、更生施設への入所などの施設支援といった障害者福祉サービスの大半です。

新制度では、まず利用者が希望するサービスを選択し、区役所に申請します。申請を受けた区役所では、国が定めた調査項目に基づき審査をし、支援の可否を決定。障害の程

hot news

## より購入しやすい「ミニ市債」を発行

### 市民を対象にした3年満期の新しい市債です

市では、道路や公園、学校などの公共施設を整備する際に必要な資金を、国や銀行などから借り入れていきます。その一部については、皆さんが購入できる「札幌市債」という債券を発行することで調達しています。このほど、市民の方により手軽に購入していただけるよう、新たに「ミニ市債」を発行します。

これまでの市債は、五年・十年満期のものだけでしたが、ミニ市債は満期を三年に設定。対象者を原則として市民に限

度や支援の種類、支給期間などを記載した「受給者証」を利用者に交付します。この「受給者証」を交付された利用者は、サービスを提供する事業者や施設に直接申し込み契約することになります。

市では現在、新制度の施行に向け、準備を進めています。申請方法や費用負担などの詳細については、決まり次第本誌でお知らせします。

【詳細】障害福祉課 ☎(211) 2936

月・十一月、十年満期の市債は十月・二月のそれぞれ下旬に募集する予定です。

【ミニ市債の購入方法】

募集期間 7月10日(水)～23日(火)  
対象市内にお住まいかお勤めの個人、または市内に事業所などのある法人、団体。  
購入額 一人1万～100万円(1万円単位)。利率は7月3日(水)に確定。  
元金償還 3年後。利子の支払いは年2回(1月・7月)。

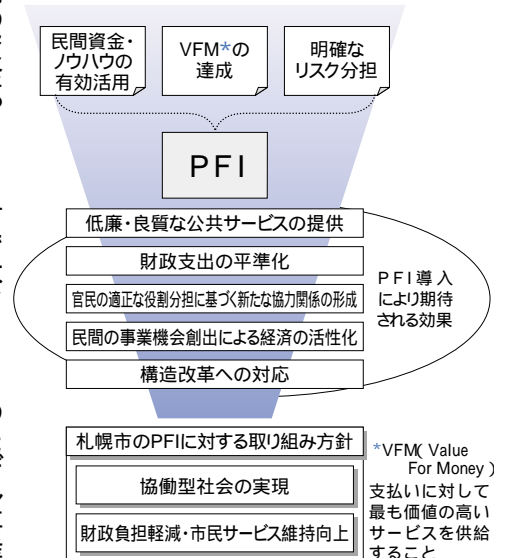
申込取扱金融機関(北洋銀行 北海道銀行、札幌銀行の本支店)へ。なお、マル優・マル特の利用可。

【詳細】総務資金課 ☎(211) 2216

hot news

## PFI基本方針を策定 まずは第二斎場の 整備運営に導入

### 札幌市におけるPFIの位置付け



市では、民間の資金やノウハウを活用して、社会資本の整備や公共サービスの提供を行う新たな手法である「PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）」の活用策を調査検討してきました。その内容を踏まえ、このほど策定したのが、PFI導入の基本的な考え方をまとめた「PFI基本方針」です。

この方針では、本市におけるPFIの位置付けや導入する際の視点と手順などを示しています。PFIの導入により、コストの削減をはじめ、より質の高いサービスの提供などが期待されるだけでなく、企業と行政との協働によるまちづくりも促進されると考えています。

市では、PFIのモデル事業となる「第二斎場」の整備計画を進めてきました。四月にはその実施方針を公表しており、平成十七年度末の完成を目指して、間もなく事業者の選定が本格化します。

第二斎場の建設予定地は、手稲区手稲山口の約四万平方メートルの市街化調整区域。市は事業者がこの土地を無償で貸し出し、事業者が施設の建設、維持管理、運営を担うこととなります。今後、市では第二斎場の整備運営を通じて、PFIのノウハウを蓄積するとともに、その効果や課題などを検証していきます。

【詳細】基本方針については企画課 ☎(211) 2192、第二斎場については生活環境課 ☎(211) 2862